

新旧対照表

旧	新	備考
<p>地質調査業務共通仕様書</p> <p>昭和61年10月 制 定 平成10年 4月 改 定 平成20年12月 全面改訂 平成22年 2月 改 定 平成25年 4月 改 定 平成28年 7月 改 定 令和 2年 8月 改 定 令和 3年 9月 改 定</p>	<p>地質調査業務共通仕様書</p> <p>昭和61年10月 制 定 平成10年 4月 改 定 平成20年12月 全面改訂 平成22年 2月 改 定 平成25年 4月 改 定 平成28年 7月 改 定 令和 2年 8月 改 定 令和 3年 9月 改 定 <u>令和 7年 3月 改 定</u></p>	
目次	目次	
第4章	第4章	
第2節 スウェーデン式サウンディング試験	第2節 <u>スクリュウウェイト貫入試験(旧 スウェーデン式サウンディング試験)</u>	名称を国交省仕様書と統一
第104条 業務の着手	第104条 業務の着手	
<p>受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内(土曜日、日曜日、祝日等(横浜市の休日定める条例に規定する横浜市の休日(以下「休日等」という。))を除く。)に地質・土質調査業務に着手しなければならない。</p> <p>契約約款第3条による着手届出は5日以内だが、この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内(土曜日、日曜日、祝日等(横浜市の休日定める条例に規定する横浜市の休日(以下「休日等」という。))を除く。)に地質・土質調査業務に着手しなければならない。</p> <p><u>なお、前述に関わらず、債務負担を設定する地質・土質調査業務の委託のうち、入札、契約を行う年度内の支出がないものについては、契約締結後、同年の4月1日以降の15日以内(休</u></p>	<p>改正年月を追記</p> <p>いわゆる”ゼロ市債を設定している委託”を想定した「業務の着手」の取</p>

<p>第 113 条 委託業務計画書</p> <p>1 受託者は、契約締結後 14 日以内（休日等を含む。）に委託業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>第4章 サウンディング</p> <p>第2節 スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>第 404 条 目的</p> <p>スウェーデン式サウンディング試験は、深さ 10m 程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p>	<p>日等を除く)に地質・土質調査業務に着手するものとする。</p> <p>契約約款第3条による着手届出は5日以内だが、この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p> <p>第 113 条 委託業務計画書</p> <p>1 受託者は、契約締結後 14 日以内（休日等を含む。）に委託業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、前述に関わらず、債務負担を設定する地質・土質調査業務の委託のうち、入札、契約を行う年度内の支出がないものについては、特記仕様書等に定めがある場合を除き、契約締結後、同年の4月1日以降の第 104 条に規定する”業務の着手”までに委託業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>第4章 サウンディング</p> <p>第2節 スクリューウエイト貫入試験(旧 スウェーデン式サウンディング試験)</p> <p>第 404 条 目的</p> <p>スクリューウエイト貫入試験(旧 スウェーデン式サウンディング試験)は、深さ 10m 程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p>	<p>り扱いを追記</p> <p>いわゆる”ゼロ市債を設定している委託”を想定した「委託業務計画書」の取り扱いを追記</p> <p>名称を国交省仕様書と統一</p> <p>名称を国交省仕様書と統一</p>
---	--	--

<p>第 405 条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A 1221 (スウェーデン式サウンディング試験方法) によるものとする。</p> <p>第 406 条 成果品</p> <p>成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A 1221 (スウェーデン式サウンディング試験方法) により整理し提出するものとする。</p>	<p>第 405 条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A 1221 (スクリューウェイト貫入試験(旧 スウェーデン式サウンディング試験)) によるものとする。</p> <p>第 406 条 成果品</p> <p>成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A 1221 (スクリューウェイト貫入試験(旧 スウェーデン式サウンディング試験)) により整理し提出するものとする。</p>	<p>名称を国交省仕様書と統一</p> <p>名称を国交省仕様書と統一</p>
---	---	---